



病院だより



大間病院

内科医長 木村 里紗

COPD（慢性閉塞性肺疾患）について

COPDと聞いてもなじみのない方のほうが多いかもしれません。しかしこの病気は近年患者数が増えており、意外と身近な病気なのです。

COPDとは従来、慢性気管支炎や肺気腫といわれていた病気で、タバコによる気道や肺胞の炎症で生じ、肺の働きが低下します。

COPDになると正常な呼吸が困難になり、咳、痰、息切れなどの症状がみられるようになります。

徐々に進行する病気で、進行すると日常生活が著しく制限されて外出できないどころか、入浴なども息切れで困難になることがあります。

一旦肺が壊れてしまうと完全に治すことは難しい病気ですが、何といたっても治療の第一歩は禁煙です。さらに吸入薬などの治療を早期に始めることで、病気の進行を緩徐にして日常生活の質を保つことができます。

長らく喫煙している方は、新年をよい区切りとして禁煙していただき、また症状があるなどCOPDではないかと不安があれば、レントゲンやCTなどの画像検査や呼吸機能検査をして早期に治療できればと考えます。

住民福祉課から

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

源泉徴収票が送付されます！

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成24年1月から12月中に「老齢年金」を受け取られている方全員に平成25年1月までに源泉徴収票を送付しています。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所や『ねんきんダイヤル』（☎0570-05-1165）までお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：七戸

国民健康保険税（4期）、後期高齢者医療保険料（4期）の納期は、

1月31日（木）です。忘れずに納入しましょう！

※諸事情により、納期ごとの支払いが困難な方は、分割による支払いも可能です。
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。